高知県地域防災対策総合補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域防災対策総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助の目的及び補助対象事業）

第２条　県は、地域の防災対策を総合的に推進し、南海トラフ地震等の災害に強い人づくり、地域づくりを目指すため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、都市防災総合推進事業を活用する事業、防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債を充当する事業並びに高知県災害時拠点強靱化緊急促進事業費補助金の補助対象となる事業は、対象外とする。

（補助対象経費、補助率事業、補助率及び補助限度額等）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとし、補助額は、同表の事業名欄に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

２　補助限度額は、別表第２に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条第１項及び第２項に規定する補助金等交付申請書は、別記第１号様式のとおりとし、実施事業を示す書類とともに提出しなければならない。

（補助の条件）

第５条　補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（２）　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第２号様式による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。

（３）　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

（４）　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

（５）　補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（６）　前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

（７）　補助事業の実施に当たっては、別表第３に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（８）　補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第２号から前

号までに掲げる条件を付さなければならないこと。

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は第４条に規定する補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助の変更）

第７条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第３号様式による補助金変更承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　申請後に補助事業を追加する場合

（２）　補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合

（３）　補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合

（４）　前３号に掲げる場合に類すると考えられる場合

２　知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

（事業の着手）

第８条　別表第１の（２）の事業のうち、⑧の補助事業については、第６条の規定による交付の決定通知又は前条の規定による変更の決定通知の前に補助事業に着手したものも補助対象とする。ただし、令和８年４月１日以降に実施したものに限る。

（実績報告）

第９条　規則第11条第１項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、第４号様式のとおりとし、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、実績内容を示す書類とともに知事に提出しなければならない。

（繰越しの承認の申請）

第10条　補助事業者は、補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、あらかじめ別記第５号様式による繰越承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（年度終了実績報告）

第11条　補助事業者は、前条の規定による繰越しの承認を受けた事業について、別記第６号様式による年度終了実績報告書を当該会計年度の翌年度の４月30日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第12条　知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

（補助金の交付の決定の取消し及び返還）

第13条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を

取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
（１） 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
（２） 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
（３） 補助事業者又は補助事業者の契約の相手方が別表第３に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

（検査等）
第14条　知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）
第15条　補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」（平成13年３月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（県内発注）
第16条　補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」（令和７年10月策定）に沿った県内発注に努めるものとする。

（情報の開示）
第17条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）
第18条　この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附　則
１　要綱は、平成25年４月12日から施行する。
２　この要綱は、令和10年５月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号から第８号、第13条、第14条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則
この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年８月14日から施行する。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

要綱は、令和２年６月19日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

要綱は、令和３年２月12日から施行する。

附　則

要綱は、令和３年３月26日から施行する。

附　則

要綱は、令和３年４月19日から施行し、同年４月１日から適用する。

附　則

要綱は、令和４年３月24日から施行する。

附　則

要綱は、令和４年12月23日から施行する。

附　則

要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

要綱は、令和５年４月17日から施行する。

附　則

要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

要綱は、令和８年２月９日から施行する。

附　則

要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
（１）「共助」を高める対策（自主防災組織等（自主防災組織、自主防災組織連合会及び自主防災組織内の活動単位を含む。）の地域の防災力を高める取組に対する市町村の補助事業をいう。）	①防災に係る学習会（研修及び視察を含む。）及び啓発の実施に係る経費（町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のための取組を含む。個人財産に資する備品並びに資格取得に係る受験料及び登録料は補助対象外）	２分の１以内
	②防災訓練（避難、消火、救急救護、炊き出し、倒壊家屋からの救出、避難所（指定の有無を問わない。以下同じ。）の運営等）の実施に係る経費（町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む。）	
	③危険箇所の調査及び地域での情報共有（防災マップ作成等）に係る経費（町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む。）	
	④自主防災組織が行う避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る経費（整備に必要な消耗品等に係る費用を補助対象とし、資機材の購入に係る経費については、⑤防資機材の購入に係る経費として補助対象。）	
	⑤防災資機材（防火用、救助・救護用、情報伝達用、貸出用等）の購入に係る経費（防災資機材の新規整備を行う場合、「共助」を高める対策の①から④までのうち、１つ以上実施すること（事業費が発生しない取組を含む。）。防災資機材の再整備については、継続的な活動（３年以上）を行っている自主防災組織のみを補助対象とする。）	
	⑥連絡協議会（自主防災組織、防災士等）の開催及び運営に係る経費	
（２）「公助」として取り組むべき対策（市町村が行う防災対策並び自助及び共助の活動を促進するための事業をいう。）	①危険箇所、避難場所等の周知に係る経費（ハザードマップ作成、避難誘導標識の設置等）	
	②防災に必要な情報通信施設の整備に係る経費（防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機等）	
	③避難経路、避難場所及び避難所の整備に係る経費（補助対象には整備された避難経路、避難場所の原状回復（災害復旧、修繕、草刈り等の軽微な作業、平時に利用される公道を除く）に係る経費を含む。ただし、補助対象経費（年間総額）及び補助額（年間総額）の1/2未満を上限とする。）	
	④避難場所及び避難所において必要となる資機材等の整備に係る経費	
	⑤防災に関する計画(業務継続計画、市町村の避難計画等)の策定に係る経費（法律等により市町村に策定が義務付けられている計画は補助対象外）	
	⑥物資配送拠点における資機材整備及び環境整備に係る経費（資機材及び環境整備については、各市町村の物資配送マニュアル等において必要とされているものに限る。）	
	⑦避難所運営マニュアルの作成及び一般の避難所におけるマニュアル改定に係る経費（委託料、会計年度任用職員の給料・共済費等）	
	⑧施設の使用料（宿泊費等）（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合は補助対象外）	

※１　補助対象となる避難所は、原則として、昭和56年６月１日以降に建築確認を得て建築された避難所又は昭和56年５月31日以前に建築確認を得て建築され、耐震改修を終了した避難所であり、かつ、高知県による南海トラフ地震の発生頻度の高い一定程度の地震・津波浸水予測（令和７年10月29日公表）において、津波による浸水が予測される区域外に立地している避難所とする。ただし、避難所が津波による浸水が予測される区域内に存する場合において、当該避難所が緊急避難場所を兼ねる場合は、当該避難所も補助対象とする。

※２　補助対象経費の例については、別に定める。

別表第２（第３条関係）

補助事業者	補助限度額
高知市	3,000万円
その他	2,000万円

ただし、別表第１の（２）の⑧の事業を行う場合で、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

別表第３（第５条、第13条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。